

## 新市建設構想小委員会委員長及び副委員長の選任について

新市建設構想小委員会委員長及び副委員長の選任は、釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって定める。

委員長 \_\_\_\_\_

副委員長 \_\_\_\_\_

新市建設構想小委員会(14名)			
2号委員	釧路市助役	折 原	勝
	阿寒町助役	本 吉 俊	久
	白糠町助役	池 田 義	博
	音別町助役	近 藤 登 司	雄
3・4号委員	釧路市議長	宮 下 健	吉
	阿寒町議長	山 崎 征	勝
	白糠町議長	柴 田 幸	安
	音別町議長	筈 寄 昌	晴
5号委員	釧路市委員	近 藤 信	治
	阿寒町委員	角 田	精
	白糠町委員	清 水 一	芳
	音別町委員	川 村 利	明
共通委員	釧路公立大学	岡 田	浩
	北海道釧路支庁	駒 込 政	彦

### 釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程(抜粋)

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第7条 釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

【確認事項 1】 新市建設構想小委員会の役割について

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程（抜粋）

（設置）

第1条 釧路地域4市町合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、釧路地域4市町合併協議会（以下「協議会」という。）に小委員会を設置する

（所管事項）

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議する。

（種類及び委員）

第2条 小委員会は、別表のとおりとする。

（以下省略）

別表（第3条関係）

小委員会	担任する事務	構成	定数
新市建設構想小委員会	新市建設計画、合併の方式、期日、新市の名称及び事務所の位置など、新市のまちづくりに関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内及び共通委員2名	14人以内
広報広聴小委員会	協議会の担任する事務に住民意見を広く反映するための意識啓発、広報及び広聴に関する事項	関係市町村の委員のうちから各2人以内	8人以内
行財政小委員会	事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど、行財政に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	12人以内
住民生活小委員会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境衛生事業の取扱いなど、住民生活に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	12人以内
健康福祉小委員会	介護保険事業、健康づくり事業、各種福祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉医療に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	12人以内
産業経済小委員会	農業委員会委員の定数及び任期、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、勤労者関連事業の取扱い等、産業経済に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	12人以内
都市環境小委員会	道路、河川、住宅、空港、港湾などの建設関係事業、都市計画、上下水道の取扱いなど、都市環境に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	12人以内
教育文化小委員会	学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の取扱いなど、教育文化に関する事項	関係市町村の委員のうちから各3人以内	12人以内

【確認事項 2】 合併協定項目の確認について

番号	枝番	合 併 協 定 項 目	
01		合併の方式	
02		合併の期日	
03		新市の名称	
04		新市の事務所の位置	
05		財産・基金の取扱い	
06		議会の議員の定数及び任期等の取扱い	
07		農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い	
08		地方税の取扱い	
09		一般職の職員の身分等の取扱い	
10		地域審議会の取扱い	
11		新市建設計画	
12		特別職の身分等の取扱い	
13		条例、規則等の取扱い	
14		組織機構の取扱い	
15		行政委員会の取扱い	
16		附属機関等の取扱い	
17		一部事務組合・公社等の取扱い	
18		公共的団体等の取扱い	
19		使用料、手数料等の取扱い（保険事業を除く）	
20		補助金、交付金等の取扱い（各種団体補助及び福祉関連6事業の個別給付を除く）	
21		字名・町名の取扱い	
22		慣行・顕彰の取扱い	
23	01	保険事業の取扱い	国民健康保険事業
23	02		介護保険事業
24	01	消防防災関連事業の取扱い	消防防災事業
24	02		消防団
25	01	その他主要な事務事業の取扱い	電算システム事業
25	02		情報公開及び広報広聴事業
25	03		姉妹都市及び国際・国内交流事業
25	04		住民活動支援及び交通関連事業
25	05		ごみ・し尿処理事業
25	06		環境関連事業
25	07		障害者福祉事業
25	08		高齢者福祉事業
25	09		児童福祉事業

番号	枝番	合併協定項目
25	10	保健医療事業
25	11	保育事業
25	12	その他福祉事業
25	13	農林水産関連事業
25	14	商工・観光関連事業
25	15	勤労者・消費者関連事業
25	16	建設関連事業
25	17	都市計画事業
25	18	市町村営住宅事業
25	19	上・下水道事業
25	20	公立病院等事業
25	21	学校教育事業
25	22	社会教育事業
25	23	芸術文化・スポーツ振興事業
25	24	その他事務事業

【協議事項 1】 新市建設構想小委員会のスケジュール（案）について

期 日	合 併 協 議 会	新 市 建 設 構 想 小 委 員 会
7月	第1回合併協議会 (7月7日開催)	新市建設構想小委員会委員の指名  第1回小委員会(7月13日開催) ・委員長・副委員長の選任、合併基本4項目、新市建設計画(素案)について  第2回小委員会(下旬) ・合併基本4項目、新市建設計画(素案)について
8月	第2回合併協議会(上旬) ・合併基本4項目、新市建設計画(素案)について	第3回小委員会(下旬) ・新市建設計画(案)について
9月		
10月	第3回合併協議会(上旬)	第4回小委員会(中旬) ・新市建設計画(案)について
11月	第4回合併協議会(上旬)	第5回小委員会(中旬) ・新市建設計画(案)、広報版について
12月	第5回合併協議会(上旬) ・新市建設計画(案)、広報版について	
1月	第6回合併協議会(上旬) 合併協定項目の調印	

【協議事項 2】 合併基本4項目について

1 合併の方式について

調整方針（案）	釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。
---------	---

2 合併の期日について

調整方針（案）	平成17年（2005年）10月11日とする。
---------	------------------------

3 新市の名称について

調整方針（案）	<p>新市名称の決定方法を次のとおりとする。</p> <p>（案1）提案型 新市建設構想小委員会で協議した新市の名称案を、合併協議会に提案して決定する。</p> <p>（案2）公募型 新市の名称を公募の上、新市建設構想小委員会で3案程度を選考し、合併協議会に提案して決定する。</p>
---------	--

4 新市の事務所の位置について

調整方針（案）	現在の釧路市役所の位置とする。
---------	-----------------

## 「新設合併」と「編入合併」の比較

項 目	新設合併	編入合併
定 義	2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法 人 格	新たに法人格が発生	編入する市町村の法人格が継続
名 称	新たに定める。 旧市町村名を使用することも可	通常は、編入する市町村の名称 新たに定めることも可
事務所の位置	新たに定める。 通常は、旧市町村のいずれかの位置	通常は、編入する市町村の位置
市 町 村 長	全員失職の上、新たに選挙	編入する市町村の長は変わらず、編入される旧市町村の長は失職
特別職の職員	全員失職の上、新たに選任	編入する市町村の特別職は在任し、編入される旧市町村の特別職は全員失職
一般職の職員	合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。（合併特例法第9条第1項）	
議 会 議 員	原 則	編入する市町村の議員は在任し、編入される旧市町村の議員は全員失職 合併後、議員の法定数が増加する場合、増員選挙を行う。
	特 例	次のいずれかの特例を利用することができる。 ・定数特例～設置選挙で、法定数の2倍まで増員できる。 ・在任特例～合併前の議員で、合併市町村の議員の被選挙権を有する者は、最長2年間在任できる。
農業委員会の委員	原 則	編入する市町村の委員は在任し、編入される旧市町村の委員は全員失職
（合併市町村に1つの委員会を設置する場合）	特 例	編入される旧市町村の委員（選挙のみ）のうち、編入する市町村の委員の被選挙権を有する者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任できる。
条 例 ・ 規 則	新たに制定（地自令に暫定条例の規定有）	編入する市町村の条例・規則を適用し、編入される旧市町村の条例・規則は失効

（注）農業委員会委員については、都道府県知事の承認を受けて、合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことも可能

## 合併の期日について

合併協定書の調印から合併期日までの手続き

参考：最近の例（新設合併）	
甲賀市（滋賀県）	佐伯市（大分県）
人口 92,484人	人口 84,449人
15年 8月18日	15年 8月31日
15年 9月 4 ～ 25日	15年 9月10 ～ 26日
15年10月24日	15年10月29日
15年12月18日	15年12月議会
15年12月18日	15年12月議会 議決後
16年 1月15日	16年 1月15日
16年10月 1日	17年 3月 3日

- 1 合併協定書の調印
- 2 各市町村議会の議決
- 3 北海道知事への合併申請
- 4 北海道議会の議決
- 5 北海道知事の決定及び総務大臣への届出
- 6 総務大臣の告示
- 7 合併施行

合併期日の検討にあたり、留意すべき事項

- ・ 合併特例法の期限  
(北海道知事への申請は平成17年3月31日まで、合併期日は平成18年3月31日まで)
- ・ 市町村長、議会議員等の任期
- ・ 合併期日が住民に及ぼす影響
- ・ 合併時の事務処理(電算処理システムの移行、決算処理等)、引継ぎ等の利便性(年度当初には前年度の出納整理などと新年度の処理が交錯することを考慮)  
なお、他協議会の例では、住民サービスの提供体制に支障が生じないように、電算システムの切り替えや備品等の移転などの準備作業を土日に行い、合併期日を月曜日に決めたところもあります。



関係法令

【法律の効力関係】

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）

附 則

（失効）

第2条 この法律（附則第4条第1項及び第2項、附則第5条第3項、附則第6条、附則第12条並びに附則第14条の規定を除く。）は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

【選挙関係】

公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）

（設置選挙）

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 略

2 略

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4 略

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

（1）～（3）略

（4）指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に

（5）略

【予算・決算関係】

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（予算の調製及び議決）

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第252条の19第1項に規定する指定都市にあつては30日、その他の市及び町村にあつては20日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

2 略

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）

（暫定予算）

第2条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団

体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

【暫定予算】

新市の議会の議決を経て予算が成立するまでの間は、議会の議決を経ないで新市長の職務執行者で調整され、つなぎ予算として本予算が成立するまでの間の行政の中断を防ぐために組むもので、暫定予算に計上できるのは、新市の長及び議員の選挙費 新市の長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費（人件費、事務費、扶助費、公債費）、すでに契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの 最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等に限られ、政策面に属する事務費等には計上すべきではないと考えられている。

（廃置分合の場合の承継並びに消滅団体の収支決算）

第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

3～4 略

市町村長、議員等の任期

市町村名	市 町 村 長	議 会 議 員	農 業 委 員 会 委 員
釧路市	18年12月14日	17年11月9日	17年7月19日
阿寒町	18年12月3日	19年4月30日	17年7月19日
白糠町	20年6月10日	19年4月30日	17年7月19日
音別町	17年8月7日	19年4月30日	17年7月19日

平成 11 年度以降の合併期日集計（予定も含む）

平成 16 年 6 月 17 日現在

月	日	件数	うち新設	うち編入	月	日	件数	うち新設	うち編入
1月	1日	1件	-	1件	5月	1日	2件	2件	-
	21日	1件	1件	-	6月	6日	1件	-	1件
2月	1日	2件	2件	-	7月	7日	1件	-	1件
	3日	1件	-	1件	8月	20日	1件	-	1件
3月	1日	10件	9件	1件	9月	1日	1件	1件	-
	31日	1件	1件	-	11月	1日	1件	-	1件
4月	1日	26件	21件	5件		15日	2件	1件	1件
	21日	1件	1件	-	12月	1日	1件	1件	-
計							53件	40件	13件

平成 11 年度以降の曜日別集計（予定も含む）

平成 16 年 6 月 17 日現在

曜日	件数	うち新設	うち編入	曜日	件数	うち新設	うち編入
月曜日	16件	13件	3件	金曜日	2件	-	2件
火曜日	12件	10件	2件	土曜日	3件	2件	1件
水曜日	2件	1件	1件	日曜日	4件	3件	1件
木曜日	14件	11件	3件	計	53件	40件	13件

## 新市建設計画策定の基本的考え方

### 1 新市建設計画の目的、内容等

- (1) 新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併協議会が策定するものであり、合併特例法に規定されている 新市建設の基本方針 合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の統合整備に関する事項 財政計画 の4項目を内容として構成していくこととなります。
- (2) また、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この新市建設計画の策定が前提となります。

#### 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第6号） （抜粋）

第5条 市町村建設計画はおおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

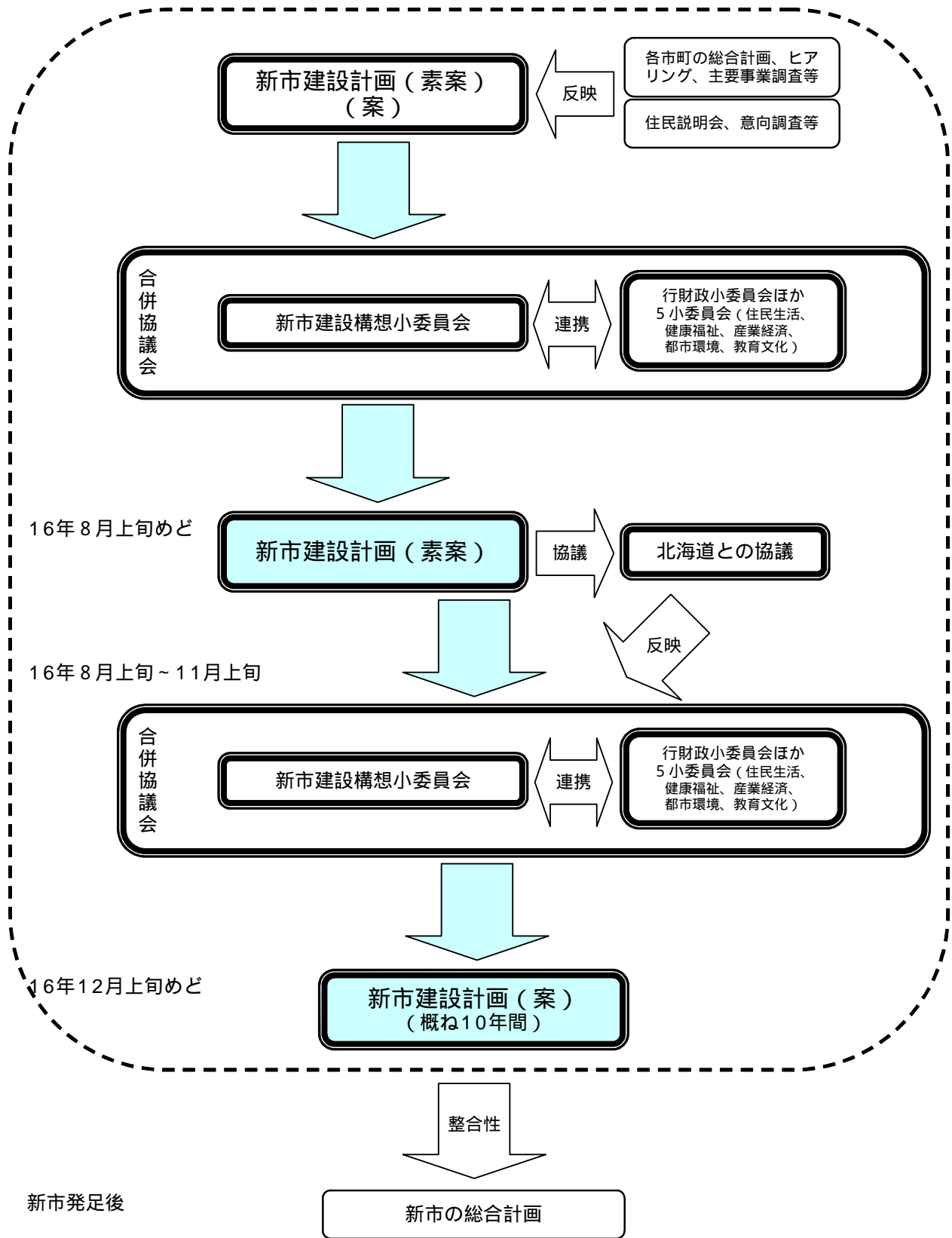
### 2 他の計画との関係

- (1) 新市建設計画は、新市の基本計画として機能する重要な計画となります。また、新市において正式な基本計画（総合計画）が策定されるまでの期間、基本計画にかわる計画となります。
- (2) 現在の各市町の総合計画は、新市全体のまちづくりとの整合性を図りながら、新市建設計画の中で各地域の振興計画として活かしていくこととします。

### 3 策定方針

- (1) 将来を展望した長期的視点に立ち、単に4市町の総合計画を積み上げるだけでなく、4市町が一つとなった新市のまちづくりのため、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。
- (2) 本計画は、合併後概ね10年程度の期間について定めるものとします。

#### 4 新市建設計画策定フロー



6 第2回新市建設構想小委員会の開催日程について

- 1 次回の新市建設構想小委員会は、平成16年 月 日 ( )を予定。